

(4) 虐待を受けた又は受けたと思われたと判断した事例

事実確認の結果、市町村が虐待を受けた又は受けたと思われたと判断した事例(以下、「虐待判断事例」という)の総数は、12,575件であった。

一方、虐待を受けたとは思われなかったが、虐待を受ける恐れがある等の理由により、予防的に何らかの具体的な対応を行った事例の総数は、2,460件であった。

以下、虐待判断事例における、虐待の種別・類型、被虐待高齢者の状況及び虐待への対応策の内訳等については、1829の市町村のうち、回答に疑問点等がある190の市町村を除く1,639の市町村の回答(相談・通報総数13,965件、虐待判断事例総数9,884件)を対象に集計を行った。

(5) 虐待の種別・類型(表17)

「身体的虐待」が64.1%と最も多く、次いで「心理的虐待」が35.6%、「介護等の放棄(ネグレクト)」が29.4%、「経済的虐待」が27.4%、「性的虐待」が0.7%であった。

※1件の事例に対し、複数の種別・類型がある場合、内訳の該当項目に重複して計上されるため、内訳の合計は虐待判断事例総数9,884件と一致しない。

表17 虐待の種別・類型(複数回答)

	身体的虐待	介護等放棄	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待	合計
件数	6,340	2,908	3,520	71	2,705	15,544
%	64.1	29.4	35.6	0.7	27.4	—

(注1) 虐待の種別・類型には重複があるため、内訳の合計は虐待判断事例総数9,884件と一致しない。

(注2) %は虐待判断事例総数9,884件に対する割合であるため、内訳の合計は100%にならない。

(6) 被虐待高齢者の状況について

ア. 性及び年齢(表18、表19)

性別では、「女性」が76.9%、「男性」が22.8%と「女性」が全体の4分の3以上を占めていた。年齢階級別では「80~89歳」が39.8%と最も多く、次いで「70~79歳」が36.8%であり、これら2つの年齢階級を合わせると76.6%と全体の4分の3以上を占めていた。

※1件の事例に対し、被虐待高齢者が複数の場合があるため、虐待判断事例総数9,884件に対し、被虐待高齢者総数は10,030人であった。

表18 被虐待高齢者の性別

	男	女	不明	合計
人	2,284	7,717	29	10,030
%	22.8	76.9	0.3	100.0

(注) 被虐待高齢者が複数の場合があるため、虐待判断事例総数9,884件に対し被虐待高齢者総数は10,030人であった。

表19 被虐待高齢者の年齢

	65~69歳	70~79歳	80~89歳	90歳以上	不明	合計
人	1,078	3,687	3,987	941	337	10,030
%	10.7	36.8	39.8	9.4	3.3	100.0

(注) 被虐待高齢者が複数の場合があるため、虐待判断事例総数9,884件に対し被虐待高齢者総数は10,030人であった。

イ. 要介護認定者数 (表 20)

「認定済み」が 67.2% (6,742 人) と、約 7 割が要介護認定者であった。

表 20 被虐待高齢者の要介護認定

	人	%
未申請	2,453	24.5
申請中	153	1.5
認定済み	6,742	67.2
認定非該当(自立)	351	3.5
不明	331	3.3
合計	10,030	100.0

(注) 被虐待高齢者が複数の場合があるため、虐待判断事例 9,884 件に対し被虐待高齢者総数は 10,030 人であった。

ウ. 要介護状態区分及び認知症日常生活自立度 (表 21、表 22)

要介護認定者 6,742 人における要介護状態区分は、「要介護 3 以下」72.8%と、比較的軽度の者が 7 割以上を占めた。また、認知症日常生活自立度は、「Ⅱ以上」が 62.2%であった。

表 21 要介護認定者の要介護状態区分

	人	%
要支援 1	445	6.6
要支援 2	546	8.1
要介護 1	1,392	20.6
要介護 2	1,184	17.6
要介護 3	1,338	19.8
要介護 4	989	14.7
要介護 5	635	9.4
不明	213	3.2
合計	6,742	100.0

表 22 要介護認定者の認知症日常生活自立度

	人	%
自立又は認知症なし	1,179	17.5
自立度Ⅰ	924	13.7
自立度Ⅱ	1,461	21.7
自立度Ⅲ	1,312	19.5
自立度Ⅳ	535	7.9
自立度Ⅴ	106	1.6
認知症あるが自立度不明	779	11.6
自立度Ⅱ以上(再掲)	(4,193)	(62.2)
認知症の有無が不明	446	6.6
合計	6,742	100.0

(注) 「認知症あるが自立度不明」には、一部「自立度Ⅰ」が含まれている可能性がある。

エ. 虐待者との同居・別居の状況 (表 23)

「虐待者と同居」が 84.3%と、8 割以上が虐待者と同居であった。

表 23 被虐待高齢者における虐待者との同居の有無

	件数	%
虐待者と同居	8,335	84.3
虐待者と別居	1,072	10.8
その他	201	2.0
不明	276	2.8
合計	9,884	100.0

オ. 世帯構成 (表 24)

「未婚の子と同一世帯」が 30.5%と最も多く、次いで「既婚の子と同一世帯」が 27.9%であり、両者を合わせると 58.4%と、6割近くが「子と同居」であった。

表 24 被虐待高齢者の世帯の構成

	件数	%
単身世帯	830	8.4
夫婦二世帯	1,513	15.3
未婚の子と同一世帯	3,011	30.5
既婚の子と同一世帯	2,762	27.9
その他	946	9.6
不明	822	8.3
合計	9,884	100.0

カ. 虐待者との関係 (表 25)

被虐待高齢者からみた虐待者の続柄は、「息子」が 37.1%と最も多く、次いで「夫」が 14.1%、「娘」が 13.5%の順であった。

※1件の事例に対し、虐待者が複数の場合があるため、虐待判断事例総数 9,884 件に対し、虐待者総数は 11,401 人であった。

表 25 虐待者の被虐待高齢者との続柄

	夫	妻	息子	娘	息子の配偶者(嫁)	娘の配偶者(婿)	兄弟姉妹	孫	その他	不明	合計
人	1,606	557	4,229	1,543	1,165	287	213	491	532	778	11,401
%	14.1	4.9	37.1	13.5	10.2	2.5	1.9	4.3	4.7	6.8	100.0

(注) 虐待者が複数の場合があるため、虐待判断事例総数 9,884 件に対し、虐待者の総数は 11,401 人であった。

(7) 虐待への対応策について

ア. 分離の有無 (表 26)

虐待への対応として、被虐待高齢者の保護と虐待者からの分離の有無は、「被虐待高齢者の保護と虐待者からの分離を行った事例」36.2%と、約3分の1強の事例で分離が行われていた。一方、「被虐待高齢者と虐待者を分離していない事例」は 59.7%と、約6割であった。

表 26 虐待への対応策としての分離の有無

	件数	%
被虐待高齢者の保護と虐待者からの分離を行った事例	3,579	36.2
被虐待高齢者と虐待者を分離していない事例	5,899	59.7
対応について検討、調整中の事例	406	4.1
合計	9,884	100.0

イ. 分離を行った事例の対応（表 27）

分離を行った事例における対応としては、「契約による介護保険サービスの利用」が 35.9%と最も多く、次いで「医療機関への一時入院」が 19.8%、「やむを得ない事由等による措置」が 13.7%の順であった。「やむを得ない事由等による措置」を行った 490 件のうち、37.1%に当たる 182 件において面会を制限する措置が行われていた。

表 27 分離を行った事例の対応の内訳

	件数	%
契約による介護保険サービスの利用	1,285	35.9
やむを得ない事由等による措置	490	13.7
面会の制限を行った事例	182	
緊急一時保護	392	11.0
医療機関への一時入院	709	19.8
その他	703	19.6
合 計	3,579	100.0

ウ. 分離していない事例の対応の内訳（表 28）

分離していない事例における対応では、「養護者に対する助言・指導」が 42.3%と最も多く、次いで、「被虐待高齢者に対するケアプランが見直された上で、被虐待高齢者が介護保険サービスを継続して利用」が 24.3%、「見守り」が 22.0%であった。

表 28 分離を行っていない事例の対応の内訳(複数回答)

	件数	%
養護者に対する助言・指導	2,495	42.3
養護者自身が介護負担軽減のためサービスを利用	609	10.3
被虐待高齢者が介護保険サービスを新たに利用	671	11.4
被虐待高齢者に対するケアプランが見直された上で、被虐待高齢者が介護保険サービスを継続して利用	1,434	24.3
被虐待高齢者が介護保険サービス以外のサービスを利用	686	11.6
その他	1,464	24.8
見守り	1,300	22.0

(注 1) %は被虐待高齢者と虐待者の分離を行っていない 5,899 件に対する割合であるため、合計は 100%にならない。

(注 2) 「見守り」には、他の対応と重複がない事例のみ計上されている。

エ. 権利擁護に関する対応

権利擁護に関する対応として、成年後見制度及び地域福祉権利擁護事業（平成 19 年度から日常生活自立支援事業）の利用状況について把握した。成年後見制度については、「利用開始済み」が 90 件、「利用手続き中」が 127 件であり、これらを合わせた 217 件のうち、市町村長申し立ての事例は 81 例（37.3%）であった。

一方、「地域福祉権利擁護事業の利用」は 205 件であった。

### 3. 市町村における高齢者虐待防止対応のための体制整備等について

市町村における高齢者虐待防止対応のための体制整備等について、平成18年度末の状況を調査した。全部で13の項目について回答を求め、その結果を表29及び図1に示す。

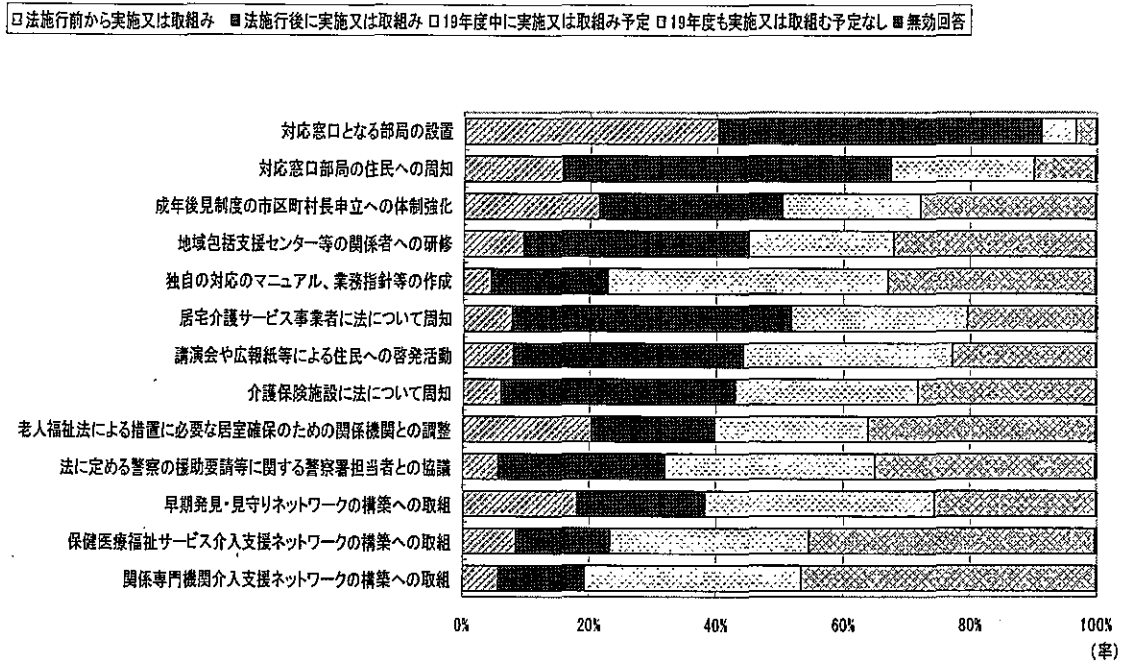
いずれの項目も、高齢者虐待防止法施行が契機となり、体制整備および取組みが促進されたことがわかる。

表29 市町村における体制整備等に関する状況

(1,829市町村、平成18年度末現在)

		法施行前	法施行後	(小計)	19年度	19年度も	無効	計
		から実施	に実施又		中に実施	実施又は		
		又は取組	は取組み		又は取組	取組む予		
		み			み予定	定なし		
対応窓口となる部局の設置	数	735	934	1,669	99	59	2	1,829
	%	40.2	51.1	91.3	5.4	3.2	0.1	100.0
対応窓口部局の住民への周知	数	285	944	1,229	421	178	1	1,829
	%	15.6	51.6	67.2	23.0	9.7	0.1	100.0
成年後見制度の市区町村長申立への体制強化	数	391	530	921	395	509	4	1,829
	%	21.4	29.0	50.4	21.6	27.8	0.2	100.0
地域包括支援センター等の関係者への研修	数	173	653	826	415	587	1	1,829
	%	9.5	35.7	45.2	22.7	32.1	0.1	100.0
独自の対応のマニュアル、業務指針等の作成	数	81	338	419	806	603	1	1,829
	%	4.4	18.5	22.9	44.1	33.0	0.1	100.0
居宅介護サービス事業者に法について周知	数	141	803	944	511	371	3	1,829
	%	7.7	43.9	51.6	27.9	20.3	0.2	100.0
講演会や広報紙等による住民への啓発活動	数	142	667	809	601	418	1	1,829
	%	7.8	36.5	44.2	32.9	22.9	0.1	100.0
介護保険施設に法について周知	数	109	675	784	527	515	3	1,829
	%	6.0	36.9	42.9	28.8	28.2	0.2	100.0
老人福祉法による措置に必要な居室確保のための関係機関との調整	数	373	356	729	439	660	1	1,829
	%	20.4	19.5	39.9	24.0	36.1	0.1	100.0
法に定める警察の援助要請等に関する警察署担当者との協議	数	102	484	586	602	640	1	1,829
	%	5.6	26.5	32.0	32.9	35.0	0.1	100.0
「早期発見・見守りネットワーク」の構築への取組	数	330	371	701	656	471	1	1,829
	%	18.0	20.3	38.3	35.9	25.8	0.1	100.0
「保健医療福祉サービス介入支援ネットワーク」の構築への取組	数	153	273	426	572	826	5	1,829
	%	8.4	14.9	23.3	31.3	45.2	0.3	100.0
「関係専門機関介入支援ネットワーク」の構築への取組	数	103	248	351	624	853	1	1,829
	%	5.6	13.6	19.2	34.1	46.6	0.1	100.0

図1 市町村における高齢者虐待防止対応のための体制整備等の状況



各項目の平成18年度末現在の実施率を比較し表30に示す。「高齢者虐待の対応の窓口となる部局の設置」が91.3%、「高齢者虐待の対応の窓口となる部局の住民への周知」が67.2%と最も実施率が高かった。一方、「老人福祉法の規定による措置に必要な居室確保のための関係機関との調整」が39.9%、「早期発見・見守りネットワークの構築への取組」が38.3%、「法に定める警察署長に対する援助要請等に関する警察署担当者との協議」が32.0%、「保健医療福祉サービス介入支援ネットワークの構築への取組」が23.3%、「関係専門機関介入支援ネットワークの構築への取組」が19.2%であり、地域における高齢者虐待対応に関する関係機関等との連携や調整が必要な項目については、市町村内部の体制整備や住民及び介護関係施設・事業所への法の周知等に比べて実施率が低く、平成19年度中に取り組む予定なしという率も高かった。

表 30 市町村における体制整備等の実施率(平成 18 年度末現在)

	%
対応窓口となる部局の設置	91.3
対応窓口部局の住民への周知	67.2
居宅介護サービス事業者に法について周知	51.6
成年後見制度の市区町村長申立への体制強化	50.4
地域包括支援センター等の関係者への研修	45.2
講演会や広報紙等による住民への啓発活動	44.2
介護保険施設に法について周知	42.9
老人福祉法による措置に必要な居室確保のための関係機関との調整	39.9
「早期発見・見守りネットワーク」の構築への取組	38.3
法に定める警察の援助要請等に関する警察署担当者との協議	32.0
「保健医療福祉サービス介入支援ネットワーク」の構築への取組	23.3
独自の対応のマニュアル、業務指針等の作成	22.9
「関係専門機関介入支援ネットワーク」の構築への取組	19.2

高齢者等が一人でも安心して暮らせるコミュニティづくり推進会議  
（「孤立死」ゼロを目指して）の開催について

## 1 趣 旨

単身高齢者や高齢者世帯のみの世帯が増加している中で、都市部などにおいて、地域から孤立した状態で高齢者が死亡する事例等が社会問題となっている。単身高齢者及び高齢者のみの世帯数は今後も増加することが予想される一方、地域のコミュニティ意識の希薄化が指摘されている中で、こうした高齢者等が地域から孤立することのないよう、取り組みを進める必要がある。

このため、孤立死ゼロを目指して、「高齢者等が一人でも安心して暮らせるコミュニティづくり推進会議（「孤立死ゼロ」を目指して）」（以下「推進会議」という。）を開催し、各地域において実践されている特徴的な取り組みを全国に普及させるとともに、高齢者等が一人でも安心して暮らせるコミュニティづくりに向けて、国民等に提言することとする。

## 2 推進会議の活動内容

- (1) 各地域において実践されている孤立死ゼロに向けた取り組みの普及
- (2) 高齢者等が一人でも安心して暮らせるコミュニティづくりに向けての提言の策定

## 3 推進会議の運営

- (1) 推進会議の委員は、厚生労働省老健局計画課認知症・虐待防止対策推進室長が委嘱する。
- (2) 推進会議の委員は15名以内とし、議長を1名置く。
- (3) 推進会議の委員の任期は、1年とする。
- (4) 議長は、委員の互選により選出する。
- (5) 会議の庶務は、厚生労働省老健局計画課認知症・虐待防止対策推進室において行うこととし、厚生労働省社会・援護局地域福祉課、警察庁生活安全局地域課、総務省大臣官房企画課、国土交通省住宅局住宅総合整備課の協力を得るものとする。

## 4 施行期日

本開催要綱は、平成19年8月20日から施行する。



高齢者等が一人でも安心して暮らせるコミュニティづくり推進会議

(「孤立死」ゼロを目指して) 委員名簿 (50音順)

- 安藤 和津 エッセイスト
- 飯田 宏行 千葉県健康福祉部高齢者福祉課長
- 伊藤 陽子 新宿区健康部長
- 稲垣 紀夫 北海道旭川市消防本部消防長
- 大蔵 豊和 社団法人高層住宅管理業協会業務部次長
- 大澤 義行 全国民生委員児童委員連合会会長
- 兼松 久和 全国自治会連合会会長
- 小池 昭夫 独立行政法人都市再生機構本社住宅経営部業務収納リーダー
- 渋谷 篤男 社会福祉法人全国社会福祉協議会地域福祉部長
- 鷺見よしみ 日本介護支援専門員協会副会長
- 園田真理子 明治大学理工学部建築学科准教授
- 高橋 紘士 立教大学大学院21世紀社会デザイン研究科教授
- 田尻 佳史 日本NPOセンター事務局長
- 永井 愛子 全国老人クラブ連合会副会長
- 野中 博 医療法人社団博腎会野中医院院長

○印は座長。